

ケアプランセンターなないろ 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 合同会社 Canvas の経営するケアプランセンターなないろ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「居宅介護支援サービス」という。）を通して要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 介護支援専門員は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援サービスを行う。
- 2 居宅介護支援サービスの実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 3 居宅介護支援サービスは、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される介護保険サービスが特定の種類、特定の業者に著しく偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 事業の運営に当たり、地方公共団体、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条** 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名 称 ケアプランセンターなないろ
 - 二 所在地 沖縄県沖縄市安慶田5丁目1番20号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条** 職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管 理 者 1名（介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び居宅介護支援サービスの利用の申込みに係る調整その他の業務の実施状況の把握を、一元的に行うとともに、事

業所の職員に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

二 介護支援専門員 1名以上（管理者兼務）

- ① 利用者からの依頼に基づき居宅サービス計画を作成する。
- ② 居宅サービス計画に基づいた介護保険サービスが提供出来るように指定居宅サービス事業者等との調整を行う。
- ③ 必要に応じて介護保険施設の紹介を行う。

三 事務員 1名（非常勤専従）

総務及び経理事務等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 土曜日・日曜日を除く毎日とする。
但し、祝祭日・旧盆・年末年始（12/29から1/3まで）除く。
- 二 営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
- 三 営業時間外・休業日であっても、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容）

- 第6条** 居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- 2 居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の意向を基本として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
 - 3 利用者の相談を受けるに当たっては、秘密の保持に配慮し、専用の相談室で行うものとする。
 - 4 居宅介護支援サービスにおいて使用する課題分析票の種類は、事業所にて選定した書式を使用するものとする。
 - 5 サービス担当者会議の開催場所は、当事業所内その他必要とされる場所において開催するものとする。
 - 6 介護支援専門員は、利用者に対して少なくとも月に1度以上の居宅訪問を行うものとする。
 - 7 地域包括支援センターから支援困難ケースの紹介があった場合は積極的に連携し、アセスメントや担当者会議等を行なった上で適切な居宅介護支援を提供する。

- 8 居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、PDCA サイクルを構築・推進することにより、提供サービスの質の向上に努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、全額保険適用（無料）とする。

- 2 第 1 項に掲げる費用の額に係る居宅介護支援サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族等に対し、当該サービスの内容及び利用料の金額に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の実施地域は、沖縄市、うるま市、北中城村の地域とする。

(提供拒否の禁止)

第 9 条 正当な理由なく居宅介護支援サービスの提供を拒まない。

(提供困難時の対応)

第 10 条 居宅介護支援サービスの実施区域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、他の指定居宅介護支援事業所を紹介する等の必要な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第 11 条 居宅介護支援サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証（資格者証を含む。）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第 12 条 被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、本人の意思を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

- 2 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には

速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助するものとする。

- 3 要介護認定等の更新申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

(身分を証する書類の携行)

第13条 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条** 所属する介護支援専門員を計画的に研修へ派遣し、資質の向上を図る。
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持をする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 利用者からの苦情に対しては、相談窓口を設け対応するものとする。
 - 5 利用者に事故が発生した場合には、関係市町村、居宅サービス事業者、利用者の主治医等に速やかに連絡し、必要な措置をとるものとする。また、当該事故により利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、必要な損害賠償を行うものとする。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は合同会社 Canvas と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和6年7月1日から施行する。